

船員保険就学等援護費の改正について

1. 概要

- 就学援護費は、職務上の事由による遺族年金及び障害年金の受給者及びその家族の教育費の負担軽減を図ることを目的として、労災保険の社会復帰促進等事業として実施されているが、平成 21 年 12 月前の職務上災害に係る遺族年金又は障害年金の受給者については、経過措置的に船員保険から支給している。
- 労災保険の就学援護費の支給について、平成 31 年 4 月 1 日に改正が行われたことから、船員保険の就学等援護費についても同様の改正を行った。

2. 改正内容

- 高等学校等に在学する者又は公共職業能力開発施設で専修訓練課程の普通訓練を受ける者の就学援護費の支給額を月額 16,000 円から 18,000 円（ただし、通信制課程に在学する者については月額 13,000 円から 15,000 円）に引き上げること。
- 支給期間について、労災保険に合わせて明確化を行うこと。
- 平成 31 年 4 月 1 日まで遡って、実施すること。